

## 新庄市移住世帯住宅取得助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県外から本市への移住及び定住の促進を図るため、移住した者が住宅の取得に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市の区域内に自ら所有する住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 移住者 第6条の規定による交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において、新庄市に転入してから2年を経過しない者であって、当該転入の直前に県外に継続して5年以上居住していた者（当該転入の日において満5歳未満の者及び母子健康手帳を交付された者の出生前の子を含む。）である者をいう。
- (3) 子ども 申請日において満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者又は母子健康手帳を交付された者の出生前の子をいう。
- (4) 3世代同居 子ども、子どもの親（子どもの親の配偶者（事実上の婚姻と同様の事情にある者を含む。）を含み、申請日においてその双方又は一方が満40歳未満の者に限る。）及び子どもの親の親が同一の住宅に居住することをいう。
- (5) 新築住宅 新たに建設された住宅であって、人の居住の用に供したことがないものをいう。
- (6) 中古住宅 新築住宅以外の現に存する住宅をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住者のみで構成される世帯（当該世帯と別の世帯に属する者であって、当該移住者のみで構成される世帯と同一の住宅に居住する者がいる場合にあっては、当該別の世帯に属する全ての者が移住者である場合に限る。）に属する者であること。
- (2) 次条に規定する助成対象住宅（以下この条において「助成対象住宅」という。）に係る工事請負契約又は売買契約を締結する者（共同名義による契約の場合は、その代表者）であること。

- (3) 助成対象住宅を所有する者であること。
- (4) 助成対象住宅に居住する者全員が新庄市の市税等を滞納していない者であること。
- (5) 助成対象住宅に5年以上継続して居住する意思がある者であること。
- (6) 新庄市若者世帯住宅取得助成金交付要綱（平成29年告示第54号）に基づく新庄市若者世帯住宅取得助成金の交付を受けていない者であること。
- (7) 新庄市3世代同居等住宅取得助成金交付要綱（令和5年告示第 号）に基づく新庄市3世代同居等住宅取得助成金の交付を受けていない者であること。

（助成対象住宅）

第4条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象者が定住を目的として取得したものであること。
- (2) 申請日において登記が完了しているものであること。
- (3) 令和5年4月1日以降に引き渡されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事等に伴う移転補償又は相続により取得した住宅は、助成金の交付の対象としない。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、100万円（助成対象者が3世代同居をする者である場合は100万円を、助成対象住宅が中古住宅の場合は50万円をそれぞれ100万円に加算して得た額）又は助成対象住宅の取得費用のいずれか低い額とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、助成対象住宅に居住を開始した日から6月以内に交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付額の決定及び確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定兼確定通知を受けたときは、交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成対象住宅に居住を開始した日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき（災害その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。
- (3) 助成対象住宅に居住を開始した日から起算して5年以内に助成対象住宅の所有権を第三者に移転したとき（相続の場合を除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することが不適切であると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。